公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２１年（へ）第４号
名古屋市中村区烏森町３丁目56番地
申立人　株式会社ニューギン
代表者代表取締役　新井　悠司
権利を争う旨の申述の終期　平成22年１月28日
平成21年９月28日　武蔵野簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＲＡ139938
金額　21,000円
支払人　株式会社三井住友銀行ひばりヶ丘支店
支払地　東京都西東京市谷戸町３丁目
振出日　平成20年７月28日
振出地　東京都西東京市
振出人　有限会社ひがりが丘クラウン　代表取締役　髙柳　賢一
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第４５号
愛知県海部郡甚目寺町本郷字四反田53番地
申立人　株式会社駒月鈑金工業所
代表者代表取締役　駒月　公能
権利を争う旨の申述の終期　平成22年１月29日
平成21年10月８日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＴ59138
金額　304,130円
支払期日　平成21年９月20日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行鶴舞支店
振出日　平成21年５月20日
振出地　名古屋市
振出人　株式会社ケイデン　代表取締役　山内　芳郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第７号
広島市安佐北区可部町大字桐原字高地神504番地の５
申立人　山口産業株式会社
代表者代表取締役　古江　暢敏
権利を争う旨の申述の終期　平成22年２月12日
平成21年10月７日　広島簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＳ64581
金額　412,360円
支払期日　平成21年12月25日
支払地　広島市
支払場所　株式会社もみじ銀行本店営業部
振出日　平成21年８月25日
振出地　広島市
振出人　株式会社ジェイ・エム・エス　代表取締役　谷光　　大
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２１年（家）第５５３８号
新潟県小千谷市片貝町10243番地３
申立人　佐藤　富子
本籍新潟県小千谷市片貝町6381番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　佐藤　國雄
昭和21年８月11日生
公示催告期間満了日　平成22年１月15日
新潟家庭裁判所長岡支部

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２１年（へ）第４号
岩手県盛岡市上田１丁目６番４号
申立人　志和　健吉
申立人代理人弁護士　大和久政也
権利を争う旨の申述の終期　平成21年10月５日
平成21年10月７日　盛岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
銘柄　株式会社岩手めんこいテレビ株券
種類枚数　⑴100株券５枚、⑵50株券１枚
記号番号　⑴Ｃ00012～00016、⑵Ｄ00030
一株の金額　50,000円
最終名義人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第２号
東京都目黒区東が丘１丁目11番１号
申立人　有限会社山岡商店
代表者代表取締役　山岡　正澄
権利を争う旨の申述の終期　平成21年９月24日
平成21年10月７日　武蔵野簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｂ25167
金額　1,000,000円
支払期日　平成20年12月18日
支払地　東京都武蔵野市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行吉祥寺駅前支店
振出日　平成20年８月19日
振出地　東京都武蔵野市
振出人　藤友工業株式会社　代表取締役　浦部　博
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第４号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富70番地１
申立人　株式会社竹田コーポレーション
代表者代表取締役　竹田　克子
権利を争う旨の申述の終期　平成21年10月５日
平成21年10月７日　周南簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＧＳ18145
金額　276,770円
支払期日　平成21年５月７日
支払地　山口県周南市
支払場所　株式会社山口銀行徳山支店
振出日　平成21年１月20日
振出地　山口県周南市
振出人　共栄産業株式会社　代表取締役社長　林　　克彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１６９９号
広島市中区中町４番18号
債務者　株式会社エスポアール
代表者代表取締役　田中　一義
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桂　秀次郎
４　破産債権の届出期間　平成21年11月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午後４時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７３６６号
大阪市中央区（大阪市南区南船場１丁目６番11の304順慶町ハイツ）
債務者　有限会社北中
代表者代表取締役　北中　邦一
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丹羽　浩介
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７５６号
大阪市淀川区新高５－５－２、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区新高４丁目12番６号
債務者　株式会社ナイジェル・コーポレーション
代表者代表取締役　二口　昭裕
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大山　　徹
大阪地方裁判所第６民事部